

別紙

令和5年住宅・土地統計調査に係る協力依頼事項

下記に該当する者を対象とする調査の円滑な実施について、各施設の関係職員の協力が得られますよう、貴管下関係団体への周知及び調査への協力の要請についてよろしくお取り計らい願います。

なお、住宅・土地統計調査は、地方公共団体を通じて行いますので、都道府県及び市区町村から貴管下関係団体への協力依頼等があった場合には、特段の御配慮を賜りますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 病院、診療所等の医療施設に3か月以上入院している者
- 2 救護施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設に入所してから3か月以上住んでいる又は住む予定の者
- 3 旅館・ホテルに3か月以上滞在している者又は滞在する予定の者

【参考】

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（協力の要請）

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。（以下略）

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

3 （略）

【事務担当】

総務省統計局統計調査部国勢統計課

住宅・土地調査第一係

TEL : 03-5273-1154

E-mail : c-jyuuchou1@soumu.go.jp